次期「滋賀県教育振興基本計画」の策定について

1 趣旨

現行の「滋賀県教育振興基本計画」については、平成30年度が終期となることから、次期計画の策定を行う。

2 計画の枠組み

(1) 計画期間

平成31年度~平成35年度(5年間)

(2) 策定主体 滋賀県

(3) 計画の性格

滋賀県における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に推進する ための中期的な計画

3 検討の進め方

教育振興基本計画審議会での議論を経て策定

4 今後の日程(予定)

平成30年5月24日 教育振興基本計画審議会 第1回会議(諮問) (答申までに4回の開催を予定)

6月21日 教育振興基本計画審議会 第2回会議

7月 教育振興基本計画審議会 第3回会議

7月~ 市町等から意見聴取

8月 教育振興基本計画審議会 第4回会議

9月~ 審議会からの答申

県民政策コメント

11月~ 県議会へ策定状況報告

平成31年3月 策定

(参考)教育基本法(平成18年法律第120号)

(教育振興基本計画)

- 第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育 の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項につい て、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 <u>地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体に</u> おける教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならな い。